

平成 27 年度認知症介護実践研修（実践リーダー研修）実施要領

第 1 研修の目的

この研修は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知）に基づき、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会が静岡県、静岡市及び浜松市から指定研修実施機関の指定を受けて実施するもので、高齢者介護の実務者が、実践者研修等で得られた知識・技術を更に深め、施設又は事業所において、ケアチームを効果的かつ効率的に機能させる能力を有した指導者となるよう養成することを目的とする。

第 2 研修の対象者(受講要件)

次の(1)～(3)を満たすこと

- (1) 次のア～ウのいずれかに該当する者のうち、**高齢者介護の実務経験が5年以上**あり、その所属する介護保険施設、事業所等において現に介護、生活相談、計画作成その他これらに類する業務に従事するものであって、所属する介護保険施設、事業所等の長が受講を認めたものであること。

ア 痴呆性老人処遇技術研修の修了者

イ 痴呆介護実務者研修（基礎課程）の修了者

ウ 認知症介護実践研修（実践者研修）の修了者（ただし、実践者研修を修了し1年以上経っている者）

※ 日本認知症グループホーム協会が実施した痴呆介護実務者研修（基礎課程）又は認知症介護実践研修（実践者研修）の修了者及び全国老人福祉施設協議会が実施した認知症介護実践研修（実践者研修）の修了者を含む。

- (2) 「自施設実習」(※)の実習先を確保できること。

※研修受講者が所属する介護保険施設、事業所等で企画案に沿った実習を行う。所属予定の介護保険施設、事業所等が未指定などである場合は、実習受入施設等を自ら手配すること。

- (3) 所属長は、研修受講者の体調管理（勤務日程等）に配慮ができること。

第 3 受講者の定員

各会場 30 人（2 会場、(計 60 人)）

第 4 実施日程

1 講義・演習 等

会場	日 程（9 日間）
【静岡会場】 静岡県総合社会福祉会館 6 階 601 会議室	平成27年10月 8 日(木) 13日(火)、22日(木) 11月 4 日(水)、13日(金)、26日(木) 12月 2 日(水)、10日(木) (実習報告会)平成28年1月28日(木)
【浜松会場】 浜松市福祉交流センター 4 階 大広間等	平成27年10月 9 日(金)、15日(木)、23日(金) 11月 6 日(金)、11日(水)、27日(金) 12月 3 日(木)、12月 9 日(水) (実習報告会)平成28年1月27日(水)

2 注意事項

- (1) 全日程修了をもって修了者とする（日程の一部のみの受講は認めない。）。
- (2) 受講決定された会場での受講とする（原則として他会場への振替等は認めない。）。

第5 研修内容（予定）

1 講義・演習等（9日間＋実習）

日 程	時 間	内 容
1 日目	9:30～ 9:40	開 講 式
	9:40～10:00	オリエンテーション （8日間の流れ、実習について）
	10:00～10:30	実践リーダー研修のねらい
	10:30～12:00	プレゼンテーション 「受講生の自己紹介」
	13:00～14:30	グループワーク リーダーとして認知症介護をより高めるために 「見つめてみよう 今の自分・職場を」
	14:40～17:10	実践リーダーの役割と視点 チームケア リーダーシップ
	17:10～	振り返り
2 日目	9:30～12:00	サービス展開のためのリスクマネジメント ケアマネジメントとリスクマネジメント 事例検討
	13:00～15:00	効果的なカンファレンスの持ち方
	15:10～17:10	家族支援の方策 家族の立場から・プロセス
	17:10～	振り返り
3 日目	9:30～16:30	スーパービジョンとコーチング 自己開発
	16:30～	振り返り
4 日目	9:30～12:30	権利擁護 地域資源の活用と展開
	13:30～16:30	介護現場の環境を整える方策 介護の側面（生活介助と介助を通しての人間関係） 活動と関係性のリサーチ、メンタルヘルス
	16:30～	振り返り

日 程	時 間	内 容
5 日 目	9:30～17:00	人材育成の考え方 認知症介護と人材育成、人材育成の意義と内容 職場研修とOJT、評価から再計画へ
		課題抽出と研究方法の進め方
	17:00～	振り返り
6 日 目	9:30～16:30	模擬講義 発表及び講評
	16:30～	振り返り
7 日 目	9:30～16:30	見学実習のねらい
		人材育成の企画立案 私の職場の人材育成・計画立案をする 現状の課題、目標、具体的行動計画
	16:30～	振り返り
8 日 目	9:30～15:00	企画案の発表と意見交換会 発表 1 人 10 分程度
※この間、実習①【他施設実習(1日)】+実習②【自施設実習(4週間)】を行う。		
9 日 目	9:30～	実習報告会

※実習について

(1) 実習①（他施設実習）

講義・演習 8 日目修了後、指定された認知症介護指導者の所属する施設において、見学実習の狙いに従って、1 日間（8 時間）の見学実習を行う。

※ 他施設実習の注意点

- ・ 実習施設は、講義の際に調整します。（希望に沿えない場合があります。）

(2) 実習②（自施設実習）

受講者が所属する施設において、研修受講者が講義・演習 7 日～8 日目に制作した企画案に沿って 4 週間の実習を行う。

第 6 研修に要する費用

受講料 80,000 円（テキスト・資料代・見学実習先への謝礼込み。交通費等は自己負担。）

※ 受講承認後、別途指定する期日までに、指定の口座（ゆうちょ銀行）に払い込むこと。

※ **原則として、受講料振込後は返金しない。**ただし、研修初日の 7 日前（各会場）までに本会へキャンセルの連絡があった場合には、事務手数料 5,000 円を差し引いて返金する。

第7 受講申込み

1 受講申込書（別紙様式）に必要事項を記入の上、下記申込先に必要書類を郵送

(1) 必要書類

- ア 平成27年度認知症介護実践リーダー研修 受講申込書（別紙様式）
- イ 本要領第2に掲げる研修の修了証（写し）
- ウ 返信用の封筒（82円切手貼付、宛て先に事業所名・住所を明記、申込1人につき1枚）

(2) 申込先

〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-70
静岡県社会福祉人材センター研修課宛て
※封筒に「実践リーダー研修申込み」と朱書き

2 申込期限

平成27年8月14日（金）（必着）

第8 受講者の決定

申込者が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所が、短期の利用者を受け入れるための人員要件の確保を目的として本研修を申込みを行った場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に所属する申込者を優先する。

なお、選考結果は、所属する介護保険施設、事業所等の長を通じて申込者全員に通知する。
また、研修会場等の詳細は、受講が決定した者にのみ連絡する。

第9 修了証書の発行

本研修の全課程（実習を含む）を修了した者に修了証書を発行する。

※原則として、欠席・遅刻・途中退席は認めない。

※受講者としてふさわしくない行為があり、注意を受けても改善が見られない場合には、受講途中でも本会の判断で受講を取り消し、修了を認めないこともある。

（例）講義、演習時間内の携帯電話の利用、研修会場内でのビデオ、写真撮影、録音等。
その他、研修主催者や他の受講者の迷惑となる行為。

第10 修了者名簿の作成

本研修終了後、静岡県、静岡市及び浜松市の認知症介護実践研修実施機関指定事務取扱要綱に基づき、本会において修了者名簿を作成し、静岡県、静岡市及び浜松市の担当課に提出する。

第11 研修に関する問い合わせ先

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 静岡県社会福祉人材センター 研修課
電話番号：054-271-2174